



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

昭和7年に創設され、現在は14の関連施設がある。平成26年6月から県より「認知症疾患医療センター」を受託し、認知症の鑑別診断や専門相談等を実施するなど、地域の認知症治療の中核病院としてサービスを提供している。
〈連絡先〉〒250-0203 小田原市曾我岸148 ☎0465-42-1630

若年性認知症の方への支援を通じて

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)により、若年性認知症支援コーディネーターが各都道府県に配置されることが明記されました。本県では平成29年6月に認知症疾患医療センター内へ配置され、平成30年4月からは県内で3名のコーディネーターが活動しています。

65歳未満で発症する認知症を若年性認知症と言い、平成21年の厚生労働省の調査報告によると、18歳から64歳の人口における人口10万人当たりの若年性認知症者数は47.6人、全国に3万7800人と推計されました。発症の平均年齢は51歳、男性の方が多いと言われています。仕事・家事・子育てのキーパンソン世代に発症するため、さまざまな課題を抱えています。

若年性認知症支援コーディネーターとは、若年性認知症の人のニーズに合ったサービスや実施機関・団体等との調整役です。職場や産業医、地域の当事者団体や福祉サービス事業所等と連携し、就労の継続や居場所づくりの支援など、若年性認知症の人が自分らしい生活を継続できるよう総合的なコーディネートが求められます。

若年性認知症の人やご家族等への個別相談支援を通じ、各関係機関とのネットワーク作りや、医療・介護・福祉・職域関係者等への若年性認知症の理解を深めてもらえるよう県内各地で研修会を実施したり、適切な支援が得られるための諸調整や支援制度の利用ができるように日々取り組んでいます。平成30年1月には「早期介入のための気づき」をテーマに研修会を実施しました。

若年性認知症は診断から介護保険利用までの支援が充分にない「空白期間」の問題があると言われており、診断直後からの切れ目のない支援の充実が求められています。就労中の年齢で発症する方も多く、職場の理解が得られるよう、職域関係者への普及啓発が急務となっています。また、取り組みの1つとして、平成30年1月より本人ミーティングを毎月開催しています。回を重ねるごとに当事者同士のつながりも生まれ、本人の社会参加の場が増えていきます。本人同士だからこそ分かり合えることもあるのではないかと感じています。

若年性認知症になったとしても、その人らしく地域で生活できるように支援ができる専門職を目指し、今後も実践を積み重ねていきたいです。

平成30年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補基本 償本 A型	1~50名 35,000~61,460円
	51~100名 68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと 1,500円
付見 舞費 用 B型	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆30年度新設 クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJNK17-17293 2018.1.12 作成)